

1 医師派遣調整の具体的方針

医師確保計画策定ガイドライン(抜粋)

○ 医師の派遣調整の対象となる医師

地域枠医師を中心とした、キャリア形成プログラムの適用を受ける医師

= 基本的には医療対策協議会において医師の派遣調整を行う対象となる医師

府は、府医療対策協議会における派遣調整の対象とならない医師の派遣についても各都道府県や二次医療圏の医師確保の方針に沿ったものとなるよう、多くの医師を派遣している大学や、大学病院等の医療機関に対して医師確保における現状の課題と対策を共有しなければならない。

○ 派遣する側の医療機関

医師少数都道府県や医師少数区域等への医師の派遣等の支援に努める。

医師多数都道府県や医師多数区域を有する都道府県は、取組を推進する環境の整備を進めること。

○ 派遣調整を行う医師の派遣先となる医療機関

キャリア形成プログラムと統合的なものとなるよう選定して、医療対策協議会で決定。

二次医療圏単位の地域医療の確保のために必要最低限の医療機関に限ること。

○ 派遣先医療機関を円滑に決定するために

大学の代表者は、事前に各教室の医師の派遣の方針に関する意見を集約した上で医療対策協議会における議論に臨む。

大学の各教室やその他の医師の派遣を行っている医療機関等は、これまでの派遣先医療機関にとらわれることなく、大阪府医療対策協議会で定められた医師の派遣の方針に沿って医師の派遣調整を行うこと。

2 大阪府キャリア形成プログラムの具体例

第3回大阪府医療対策協議会で提示